

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目9番5号
株式会社フルキャストホールディングス
代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルJALシティ田町 B1階 鳳凰
※昨年と開催場所を変更しております。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第23期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4. その他の招集の決定事項
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fullcastholdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策及び金融政策によって企業収益が改善しており、景気は一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。景気の先行きに関しましては、引き続き雇用及び所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに改善していくことが期待されますが、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていること等から、依然として不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率は着実な改善を続けており、完全失業率は、緩やかな改善傾向を辿っていること、加えて企業の雇用人員判断は不足感が強まっており、企業が前向きな雇用スタンスを維持していること等から、先行きに関しましては、「人材不足感」がさらに拡大していくことが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループは、当連結会計年度において、継続的な成長を実現するための事業基盤整備を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」の取引顧客数を拡大するため、営業体制の強化を行ってまいりました。

連結売上高は、取引顧客数の拡大施策を推し進め、戦略的に「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」に営業リソースを投下した結果、通期で両サービスが伸張したことを主因として22,618百万円（前期比12.1%増）の増収となりました。

利益面では、増収効果に加えて、継続的な業務効率化への取り組みにより、人件費1円当たり売上総利益が前期比で8.0%増加したことを始めとして、売上高の伸張に対して販管費率を0.5%抑制できたことにより、連結営業利益は2,297百万円（前期比42.4%増）となりました。

連結経常利益は、第1四半期連結会計期間において持分法適用関連会社である株式会社エフプレインが、同社が保有する子会社株式の売却による損失を主因として期間損失を計上したことにより、持分法による投資損失110百万円を計上したこと等から2,168百万円（前期比31.6%増）となりました。

連結当期純利益は、増収効果に加えて、当社が保有する投資有価証券を譲渡したことによる投資有価証券売却益48百万円を計上した一方で、子会社である株式会社フルキャストにおける課税所得が増加したことにより法人税、住民税及び事業税を720百万円計上したこと等から1,765百万円（前期比32.1%増）となりました。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けます。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであると考へ、資本効率を重視した経営を実践してまいります。

当連結会計年度末時点におけるROEは24.8%でありましたが、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた当期純利益（以下、「調整後当期純利益」と言います。）を基に算定したROE（以下、「調整後ROE」と言います。）は20.9%となり、前連結会計年度末時点の19.3%に比べ1.6ポイント改善いたしました。引き続き、短期業務支援事業における「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」の収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式を合わせた調整後当期純利益に対する総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、「企業価値の向上」を示す指標である調整後ROE20%以上を目指してまいります。

事業別の状況

セグメント別の業績は次のとおりです。

[短期業務支援事業]

連結業績同様、取引顧客数の拡大施策を推し進め、戦略的に「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」に営業リソースを投下した結果、通期で両サービスが伸張したことを主因として、短期業務支援事業の売上高は20,623百万円（前期比12.4%増）となりました。

利益面では、連結業績同様に、「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」を前期比で伸張させたことによる増収効果と、販管費率を0.3%抑制した効果によって、セグメント利益（営業利益）は2,818百万円（前期比34.0%増）となりました。

[警備事業]

警備事業の売上高は、期を通じて、常駐案件及び臨時案件の獲得数を増加させたことで、1,996百万円（前期比9.3%増）の増収となりました。

一方、営業利益は、次期を見据えて、求人や就業者に対する研修及び備品等の刷新を優先したため、前期同等の77百万円の着地となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日		当連結会計年度 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
短期業務支援事業	18,349	90.9%	20,623	91.2%
警 備 事 業	1,826	9.1%	1,996	8.8%
合 計	20,175	100.0%	22,618	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は363百万円であり、その主な内訳は、サーバー及びシステム機器等購入に伴う有形固定資産の取得で216百万円、登録センター及び営業拠点の新規出店に伴う有形固定資産の取得で25百万円、社内利用目的の各種ソフトウェア等購入に伴う無形固定資産の取得で113百万円でありま

す。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①他の会社の株式その他の持分の状況

該当事項はありません。

②新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第20期 平成24年12月期	第21期 平成25年12月期	第22期 平成26年12月期	第23期 平成27年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	36,896	17,462	20,175	22,618
営 業 利 益	1,779	338	1,613	2,297
経 常 利 益	1,772	578	1,647	2,168
当 期 純 利 益	1,427	480	1,336	1,765
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	3,707.76	12.48	34.70	45.85
総 資 産	8,236	8,605	10,551	11,622
純 資 産	5,402	5,884	6,678	7,530
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	14,036.71	152.88	173.51	195.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第20期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成23年10月1日から平成24年12月31日までの15ヵ月間となっております。
3. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
- なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は以下のとおりです。

区 分	第20期 平成24年12月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	37.08
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	140.37

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第20期 平成24年12月期	第21期 平成25年12月期	第22期 平成26年12月期	第23期 平成27年12月期 (当事業年度)
営業収益	2,849	3,253	2,281	3,486
営業利益	1,185	1,374	413	1,599
経常利益	1,201	1,375	410	1,593
当期純利益	1,192	1,350	489	1,831
1株当たり 当期純利益(円)	3,098.01	35.09	12.70	47.57
総資産	3,936	5,124	5,675	6,589
純資産	2,549	3,900	3,849	4,757
1株当たり 純資産(円)	6,622.21	101.33	100.01	123.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第20期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成23年10月1日から平成24年12月31日までの15ヵ月間となっております。
3. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は以下のとおりです。

区 分	第20期 平成24年12月期
1株当たり 当期純利益(円)	30.98
1株当たり 純資産(円)	66.22

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フルキャスト	80	100.00%	短期系人材サービス
株式会社トップスポット	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストアドバンス	50	100.00	イベント系人材サービス、警備業務
株式会社おてつだいネットワークス	30	100.00	短期系人材サービス

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度末における連結子会社は5社であり、持分法適用関連会社は1社であります。当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高22,618百万円、連結営業利益2,297百万円、連結経常利益2,168百万円、連結当期純利益1,765百万円となりました。

(5) その他

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは「持続的な企業価値の向上」を実現するために、平成28年12月期を初年度とする「中期経営計画」を策定いたしました。

また、計画初年度となる平成28年12月期は、「主力サービスの伸張と生産性の向上による増益の実現」を主たる経営課題とし、その実現に取り組んでまいります。

(1) 持続的な企業価値の向上

当社グループは(1) 事業の経過及び成果 に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、調整後ROE(※)を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事業に取り組んでまいります。

※当社は、過去の赤字決算により、税務上の繰越欠損金を有しております。税効果会計はその性質上、将来事象の予測や見積もりに依拠しており、今後の状況変化により繰延税金資産に大幅な変動がありえます。そのため、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた当期純利益を基に算定したROEを「調整後ROE」とし、「持続的な企業価値の向上」を実現してまいります。

(2) 「中期経営計画(平成28年～平成32年)」の実現

当社グループは、平成28年12月期を初年度とする5か年計画である「中期経営計画(平成28年～平成32年)」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでまいります。

「中期経営計画(平成28年～平成32年)」の概要は次の通りです。

① 対象期間

平成28年12月期を初年度とする5か年(平成28年12月期～平成32年12月期)

② 経営理念及び目標

経営理念：「すべての人をいちばん輝ける場所へ」

目標：「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」

③ 数値目標

	平成27年12月期 実績	平成32年12月期 目標	増減率
営業利益	23億円	50億円	116%
稼働者数	165,304人	257,400人	56%
人件費1円あたり 売上総利益	2.4円	2.8円	20%

④ 中期経営計画最終年度に向けた戦略

(短期業務支援事業)

「コンプライアンスを遵守しながら、当社シェアを拡大する。」

- ・スタッフの採用力強化
- ・顧客との営業接点・組織力強化
- ・システム自動化によるマッチング効率化

(警備事業)

「業務提携と短期の臨時案件を積極的に受注し売上の拡大を目指す。」

- ・オリンピック特需の獲得
- ・業務提携で営業機会の拡大
- ・グループ力を活かし採用強化

(新規事業及びグローバル事業)

「顧客・スタッフとの接点を活かし、新規ビジネスを創出する」

「まずは、グローバル人材の積極的な受け入れをはじめ、グローバル進出の足掛かりへ」

⑤ 主要な経営指標

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標	: ROE20%以上維持
「株主還元」に係る指標	: 総還元性向50%
「資本政策の基本方針」を支える指標	: デッドエクイティ レシオ0.5倍以下

以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現する。

※「ROE」及び「総還元性向」で使用する当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた当期純利益（調整後当期純利益）であります。

(3) 平成28年12月期目標

当社は、「主力サービスの伸張と生産性の向上による増益の実現」を平成28年12月期の目標とし、主力サービスである「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」を中心にグループ全体の収益を伸張させ、増収を果たすと共に、グループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることで、増益を実現するため、平成28年12月期は以下の施策に取り組んでまいります。

① 「採用力の強化及びスタッフ稼働者数の伸張」

- ・WEB登録の更なる促進及びWEB登録者が稼働に至るまでのフローを改善することにより稼働率を向上させ人材供給力の強化を図る。
- ・採用機能を持つ新規出店を継続的に実施する。
- ・事業会社間のスタッフの同時登録を可能にし、稼働者数を伸張させる。

② 「新規出店の継続及び新会社設立」

- ・現状の営業拠点網では対応が不可能な、相応の市場規模が見込まれるエリアへの営業拠点の新規出店を継続的に実施する。
- ・平成28年12月期通期で6～10拠点の出店を予定している。
- ・株式会社フルキャスト及び株式会社トップスポットと同様の短期業務支援事業を行う新会社を設立し、スタッフ採用及び営業活動におけるグループシナジーを強化し、既存事業の拡充を図る。

③ 「BPO事業の強化」

- ・「アルバイト紹介」サービスの新規顧客を開拓することによる伸張に合わせ、セットで受注を図ることにより、「アルバイト給与管理代行」サービスの更なる伸張を果たす。
- ・平成27年10月より開始した、「マイナンバー管理代行」サービスの収益化を目指す。
- ・顧客企業のビジネスパートナーとしてBPO事業を強化し、従業員ペイロール、年末調整、短期スタッフの給与計算等の新たなサービス提供に向けた準備を進める。

5. 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	主なサービス	主なサービス概要
短期業務支援事業	紹介	30日以内の短期的な人材ニーズに対応するアルバイトの紹介サービス
	代行	短期的なアルバイトの給与管理業務代行サービス及びマイナンバー管理代行サービス
	派遣	31日以上派遣サービス
	請負	主に短期的な軽作業の請負サービス
警備事業	警備業務	常駐及び臨時警備サービス

6. 主要な拠点等（平成27年12月31日現在）

（当社）

本 社 東京都品川区西五反田八丁目9番5号

（重要な子会社）

会社名	本社	営業の拠点
株式会社フルキャスト	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	全国78拠点
株式会社トップスポット	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	全国11拠点
株式会社フルキャストアドバンス	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	全国21拠点
株式会社おてっだいネットワークス	東京都品川区西五反田八丁目9番5号	全国1拠点

7. 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
短期業務支援事業	332名〔408名〕
警備事業	45名〔15名〕
全社（共通）	97名〔129名〕
合計	474名〔552名〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名〔122名〕	14名減〔26名増〕	35.0歳	7年1ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員が当事業年度において26名増加した主な要因は、新サービスであるアルバイト給与管理代行のオペレーション体制の強化を目的としたアルバイト採用が増加した影響によるものです。

8. 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	449
株式会社三井住友銀行	189
株式会社横浜銀行	182
三井住友信託銀行株式会社	180

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式の状況

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 110,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 38,486,400株 |
| (3) 株主数 | 8,853名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 ヒ ラ ノ ・ ア ソ シ エ イ ツ	12,831,300	33.3
株 式 会 社 光 通 信	4,850,600	12.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,428,400	3.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,236,408	3.2
有 限 会 社 テ ン ・ ア ソ シ エ イ ツ	600,000	1.6
有 限 会 社 ダ イ キ ・ ア ソ シ エ イ ツ	600,000	1.6
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	554,055	1.4
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	550,000	1.4
有 限 会 社 ア ナ ン ・ ア ソ シ エ イ ツ	463,300	1.2
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	413,092	1.1

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	平野 岳 史	株式会社エフプレイン代表取締役社長
代表取締役社長CEO	坂 卷 一 樹	株式会社フルキャスト代表取締役社長
取締役	安 永 雄 彦	株式会社島本パートナーズ代表取締役社長
取締役	鎌 田 和 彦	株式会社ベイロール社外取締役 株式会社トラスト・テック社外取締役 株式会社オープンハウス取締役副社長
常勤監査役	佐々木 孝 二	税理士 佐々木税務会計事務所
監査役	岡 芹 健 夫	弁護士 高井・岡芹法律事務所所長
監査役	坂 倉 裕 司	リレーションズJAPAN株式会社代表取締役 株式会社オートボックスセブン社外監査役

- (注) 1. 取締役安永雄彦氏及び鎌田和彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々木孝二氏、監査役岡芹健夫氏及び坂倉裕司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役佐々木孝二氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役安永雄彦氏及び鎌田和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 株式会社フルキャストは、当社の連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役については金480万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とし、社外監査役については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支払総額
取締役	4名	57百万円
監査役	3名	17百万円

- (注) 1. 取締役報酬限度額は年額200百万円であります。(平成11年4月14日付株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額は年額50百万円であります。(平成11年4月14日付株主総会決議)

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社 外 取 締 役	安 永 雄 彦	株式会社島本パートナーズ代表取締役社長
社 外 取 締 役	鎌 田 和 彦	株式会社ペイロール社外取締役 株式会社トラスト・テック社外取締役 株式会社オープンハウス取締役副社長
社 外 監 査 役	佐々木 孝 二	佐々木税務会計事務所
社 外 監 査 役	岡 芹 健 夫	高井・岡芹法律事務所所長
社 外 監 査 役	坂 倉 裕 司	リレーションズJAPAN株式会社代表取締役 株式会社オートバックスセブン社外監査役

(注) 当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はございません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	安永雄彦	取締役会では、主に経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、独立した社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回（出席率100%）
社外取締役	鎌田和彦	取締役会では、主に経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、独立した社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 【当期開催の取締役会出席率】 10/12回（出席率83.3%）
社外監査役	佐々木孝二	取締役会では、主に税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監査機能を果たしております。 加えて、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回（出席率100%） 【当期開催の監査役会出席率】 9/9回（出席率100%）
社外監査役	岡芹健夫	取締役会では、主に法律の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監査機能を果たしております。 加えて、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回（出席率100%） 【当期開催の監査役会出席率】 9/9回（出席率100%）

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	坂 倉 裕 司	<p>取締役会では、主に経営者及びCFOを歴任し培われた豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監査機能を果たしております。</p> <p>加えて、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>【当期開催の取締役会出席率】 11/12回（出席率91.7%）</p> <p>【当期開催の監査役会出席率】 9/9回（出席率100%）</p>

③社外役員の報酬等の額

	人数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の額	5名	百万円 27	百万円 —

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 P w C あらた監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

①企業統治の体制の概要

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。会社の機関の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

取締役会は、複数（2名以上）の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としております。

平成28年3月10日現在、独立性のある社外取締役2名（男性2名、女性0名）を含む4名（男性4名、女性0名）の取締役で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

b) 監査役会

監査役会は、社外監査役3名（男性3名、女性0名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議または決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図っております。

c) 人事法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

d) 会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwCあらた監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、リスク管理体制という）を確保するため、次の措置をとる。

a) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決

議を要する。

- b) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、CEOという）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。

また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

②当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（①に記載のリスク管理体制と同義）を確保するため、次の措置をとる。

- a) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として人事法務部長を配置する。

当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、人事法務部長がCEOの指示のもと、b) からg) の実務を統括する。

- b) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- c) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- d) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- e) 当社及びグループ会社の取締役、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ会社並びに他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- f) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
- g) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

③情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 人事法務部長は、取締役、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- b) 人事法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
- c) 取締役及び監査役は、常時上記b)における文書等を閲覧できる。

④当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。

- a) 取締役は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役及び監査役は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- b) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社は、当社及びグループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
- b) 当社及びグループ会社の取締役、従業員は、当社及びグループ会社における法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、人事法務部長に報告し、人事法務部長はCEOに報告する。人事法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、CEOは取締役会に、人事法務部長は監査役会に報告する。
- c) 人事法務部長は、当社及びグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

⑥監査役監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査役が行う。
これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得る。
- b) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- c) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及びグループ会社の取締役及び従業員に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- e) 監査役は、子会社の取締役会のほか、監査役が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査役が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
- f) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
- g) 当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないこと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社及びグループ会社は、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
- b) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
- c) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
- d) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

⑧業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当事業年度においては、平成27年5月1日に施行された、改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、平成27年3月27日開催の取締役会において、新たな内部統制システムと「業務の適正を確保するための体制」の改正を決議いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

- a) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制の確保のための取り組みの状況

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項を取締役会の決議事項として取締役会規程に明文化し、取締役会における決議を行っております。取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役4名で構成され、社外監査役3名も出席しております。取締役会は12回開催し、決議事項についての審議及び取締役の業務執行状況の報告が行われ、社外取締役、社外監査役による活発な意見交換がなされており、意思決定及び取締役の業務執行状況の監督の実効性は確保されているものと考えております。

なお、当事業年度においては、平成26年9月25日開催の取締役会において、取締役会規程を改定し、法令に定める事項に加えて、関連当事者の内、主要株主及び子会社を対象範囲に加え、取締役の子会社に対する競業取引及び取締役ないしは主要株主と子会社間の利益相反取引についても取締役会決議の対象とし、承認された取引実行時に、または、包括承認を得た取引は半期毎に、その内容を取締役に報告することといたしました。

- b) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制を確保するための取り組みの状況

当社及びグループ会社では、リスク管理基本規程に則りエスカレーションルールを整備・運用しており、法令違反事項、リスクその他の重要事項、不祥事、事故が発生した場合にはリスクの重要性や、影響度に応じて必要部署に速やかに報告される体制を整備しております。特に重要性や、影響度の高

い事項については人事法務部長が代表取締役社長CEOに報告すると共に、必要に応じて取締役会及び監査役会へ報告しております。

短期業務支援事業（労働者派遣事業、職業紹介事業）を事業の柱としている当社グループにおいては、労働者派遣法、職業安定法などの労働関係法令を遵守することが重要な経営課題であり、従業員に対する社内教育（コンプライアンス研修等）を継続的に開催することで、労働関係法令を正しく理解するとともに、法令遵守の必要性を十分に理解することの徹底を図っております。また、専任部署を設け、各グループ企業における業務の執行状況を定期的に監査することで、コンプライアンス違反や社内ルールを逸脱した運用が行われていないことを確認すると共に、業務プロセスに含まれるリスク（虚偽記載リスク、不正リスク）を特定し、リスクを低減するための内部統制を整備し、内部統制の運用状況監査を行うことで、業務プロセスの中に不正や誤りが生じていないかを確認しております。監査結果については、リスク管理実務責任者である人事法務部長が四半期に一度、取締役会へ報告しております。

c) 情報の保存及び管理に対する取り組みの状況

情報の保存及び管理のため、人事法務部長が文書管理規程を定め、取締役、従業員に対し周知を行い、規程に則った文書の保管、管理を行っております。また、取締役及び監査役から保管文書の閲覧要求に直ちに対応できる体制を整備しております。

d) 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われるための取り組みの状況

当社においては、取締役が事業計画を策定し、定期的に行われる取締役会において事業計画に対する実績の進捗状況の報告、分析を行うことで、社外取締役、社外監査役による取締役の業務執行状況の監督機能を強化しております。グループ会社に対しては、関係会社管理規程を整備し、当社代表取締役CEOが定期的にグループ会社の代表取締役から業務執行状況の報告を受けております。

e) 企業集団における業務の適正性確保のための取り組み状況

当社グループでは「フルキャストグループ社員行動憲章」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底するとともに、「コンプライアンス研修」を継続的に実施することで法令遵守の必要性を十分に理解し、業務を行える体制を整備しております。

f) 監査役監査の実効性確保のための取り組み状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されています。監査役会は年9回開催され、取締役会に12回出席し、四半期毎には会計監査、及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の内部統制報告制度における財務報告に係る内部統制の運用状況について、外部会計監査人から報告を受け、意見交換及び協議・決議を行っております。また、監査役の活動については、監査役が求めた場合に、専任補助スタッフを設置し、専任補助スタッフの人事評価については監査役会が行うこと、監査に必要な費用は当社が負担することで監査を適切に実施出来る体制となっております。さらに、内部通報制度の通報窓口を委託している外部機関から、内部通報に寄せられた法令に違反する事実、会社に著しい影響を与える恐れのある事実が報告される体制を確立しております。

g) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

「フルキャストグループ行動憲章」に反社会的勢力との関係断絶を掲げると共に、取引契約書には反社会的勢力の排除条項を設け、当社及び取引先が反社会的勢力でないことの表明と確約を行っております。

また、反社会的勢力に関する情報について、社内はもとより外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは現時点では、買収防衛策の効果をもたらすことを企図してとる方策については、特に定めておりません。

なお、このような方策を導入する際には、その必要性・合理性を真摯に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として調整後当期純利益(※1)に対する総還元性向50%を目標とし、株主の皆様への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた調整後当期純利益に対する総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、調整後ROE(※2)20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当期の配当につきましては、調整後当期純利益に対する総還元性向50%の考えに基づき、前期比2円増配の1株あたり18円の配当を通期で実施すること、また株式の取得価額の総額100百万円を上限に自己株式の取得を実施することを平成28年2月12日開催の取締役会で決議しております。その結果、平成27年12月期の調整後当期純利益に対する総還元性向は53.2%以上となる予定であります。

※1：調整後当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた当期純利益を言います。

※2：調整後ROEとは、調整後当期純利益を基に算定したROEを言います。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	[10,191]	[流 動 負 債]	[3,611]
現金及び預金	6,406	支払手形及び買掛金	5
受取手形及び売掛金	2,912	短期借入金	1,000
商 品	5	未 払 金	607
貯 蔵 品	13	未 払 費 用	738
繰延税金資産	463	未払法人税等	505
そ の 他	412	未払消費税等	583
貸倒引当金	△19	そ の 他	174
[固 定 資 産]	[1,431]	[固 定 負 債]	[482]
(有形固定資産)	(377)	退職給付に係る負債	422
建物及び構築物	107	資産除去債務	38
機械装置及び運搬具	1	繰延税金負債	7
工具、器具及び備品	260	そ の 他	14
建設仮勘定	10	負 債 合 計	4,093
(無形固定資産)	(359)	純資産の部	
ソフトウェア	338	[株 主 資 本]	[7,513]
そ の 他	22	(資 本 金)	(2,780)
(投資その他の資産)	(695)	(資 本 剰 余 金)	(2,006)
投資有価証券	351	(利 益 剰 余 金)	(2,727)
差入保証金	288	[その他の包括利益累計額]	[17]
繰延税金資産	2	(その他有価証券評価差額金)	(17)
そ の 他	88	純 資 産 合 計	7,530
貸倒引当金	△33	負債及び純資産合計	11,622
資 産 合 計	11,622		

連結損益計算書

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
〔売上高〕		22,618
〔売上原価〕		14,363
売上総利益		8,256
〔販売費及び一般管理費〕		5,959
営業利益		2,297
〔営業外収益〕		
受取利息	1	
受取配当金	1	
未払金取崩益	3	
その他の	15	20
〔営業外費用〕		
支払利息	8	
破損補償費	3	
和解金	8	
持分法による投資損失	110	
その他の	19	148
経常利益		2,168
〔特別利益〕		
投資有価証券売却益	48	
その他の	0	48
〔特別損失〕		
固定資産除却損	6	
その他の	0	6
税金等調整前当期純利益		2,209
法人税、住民税及び事業税	720	
法人税等調整額	△276	445
少数株主損益調整前当期純利益		1,765
当期純利益		1,765

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	その他の 包括利益 累計額 合計	
当期首残高	2,780	2,006	1,886	6,672	6	6	6,678
当期変動額							
剰余金の配当			△924	△924			△924
当期純利益			1,765	1,765			1,765
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					11	11	11
当期変動額合計	—	—	841	841	11	11	852
当期末残高	2,780	2,006	2,727	7,513	17	17	7,530

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 5社 株式会社フルキャスト
株式会社トップスポット
株式会社フルキャストアドバンス
株式会社フルキャストビジネスサポート
株式会社おてつだいネットワークス

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社 株式会社エフブレイン

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社は、決算日が異なるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・貯蔵品……………先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～30年

機械装置及び運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 2～20年

- ②無形固定資産…………… 定額法
 (リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法
- ③リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務年数を基礎とする方法から、デュレーションに基づく単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金に与える影響はありません。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

〔追加情報〕

(連結納税制度の適用)

当社及び連結子会社は、平成28年1月1日に開始する連結会計年度より連結納税制度を適用することについてみなし承認を受けたため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場

合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」「(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」「(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

570百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	38,486,400	—	—	38,486,400
合計	38,486,400	—	—	38,486,400

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年2月13日 取締役会	普通株式	616	16.00	平成26年12月31日	平成27年3月13日
平成27年8月7日 取締役会	普通株式	308	8.00	平成27年6月30日	平成27年9月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	385	10.00	平成27年12月31日	平成28年3月11日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービス事業を展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社財務課ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,406	6,406	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,912	2,912	—
(3) 投資有価証券	34	34	—
(4) 差入保証金	288	288	—
資産計	9,640	9,640	—
(5) 短期借入金	1,000	1,000	—
(6) 未払金	607	607	—
(7) 未払費用	738	738	—
(8) 未払消費税等	583	583	—
負債計	2,928	2,928	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用並びに(8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額317百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (百万円)	1年超 5年内 (百万円)	5年超 10年内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,406	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,912	—	—	—
合計	9,317	—	—	—

4. 短期借入金の返済予定額

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	—	—	—	—	—
合計	1,000	—	—	—	—	—

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 195円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円85銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 理由

機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。

- 取得する株式の種類：普通株式
- 取得する株式の数：184,500株(上限)
- 株式取得価額の総額：100百万円(上限)
- 自己株式取得の期間：平成28年2月22日から平成28年6月23日まで
- 取得方法：東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流動資産]	[5,233]	[流動負債]	[1,476]
現金及び預金	3,846	短期借入金	1,000
貯蔵品	10	未払金	147
前払費用	75	未払費用	242
関係会社短期貸付金	63	未払法人税等	14
未収入金	679	未払消費税等	27
繰延税金資産	382	預り金	45
その他	219	前受収益	1
貸倒引当金	△42	[固定負債]	[356]
[固定資産]	[1,356]	長期預り保証金	7
(有形固定資産)	(280)	繰延税金負債	3
建物	41	退職給付引当金	325
工具、器具及び備品	229	資産除去債務	20
建設仮勘定	10	負債合計	1,832
(無形固定資産)	(312)	純資産の部	
ソフトウェア	312	[株主資本]	[4,748]
その他	0	(資本金)	(2,780)
(投資その他の資産)	(764)	(利益剰余金)	(1,968)
投資有価証券	30	利益準備金	146
関係会社株式	642	その他利益剰余金	1,822
出資金	0	繰越利益剰余金	1,822
差入保証金	63	[評価・換算差額等]	[8]
保険積立金	2	(その他有価証券評価差額金)	(8)
長期前払費用	26	純資産合計	4,757
資産合計	6,589	負債及び純資産合計	6,589

損 益 計 算 書

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		3,486
[営業費用]		1,887
営 業 利 益		1,599
[営業外収益]		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	1	
不 動 産 賃 貸 料	15	
設 備 賃 貸 料	5	
そ の 他	1	26
[営業外費用]		
支 払 利 息	8	
減 価 償 却 費	3	
不 動 産 賃 貸 原 価	15	
そ の 他	7	32
経 常 利 益		1,593
[特別利益]		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48	48
[特別損失]		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,640
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	51	
法 人 税 等 調 整 額	△242	△190
当 期 純 利 益		1,831

株主資本等変動計算書

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,780	54	1,008	1,061	3,841	8	8	3,849
当期変動額								
剰余金の配当			△924	△924	△924			△924
利益準備金の積立		92	△92	—	—			—
当期純利益			1,831	1,831	1,831			1,831
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						1	1	1
当期変動額合計	—	92	815	907	907	1	1	908
当期末残高	2,780	146	1,822	1,968	4,748	8	8	4,757

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

②無形固定資産……………ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

(5) 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務年数を基礎とする方法から、デュレーションに基づく単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当事業年度の期首の退職給付引当金及び利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

〔追加情報〕

(連結納税制度の適用)

当社は、平成28年1月1日に開始する事業年度より連結納税制度を適用することについてみなし承認を受けたため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	682百万円
短期金銭債務	18百万円
長期金銭債務	7百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 252百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	3,486百万円

営業費用	84百万円
営業取引以外の取引高	23百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	800百万円
関係会社株式評価損	516
法人税法上の子会社株式譲渡益	144
退職給付引当金	105
投資有価証券評価損	9
その他	30
繰延税金資産小計	1,604
評価性引当額	△1,221
繰延税金資産合計	383
繰延税金負債	
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△4
繰延税金資産の純額	379百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 割合(被 所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高		
子会社	㈱フルキャスト	東京都 品川区	資本金 80	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	954	未収入金	569		
							関係会社受 入手数料	1,112				
							出向料の受 取	1,579				
							配当の受取	780			—	—
							資金貸付 (注2)	803			—	—
利息受取 (注2)	3	—	—									
子会社	㈱おてつだい ネットワークス	東京都 品川区	資本金 30	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	資金貸付 (注2)	5	関係会社短 期貸付金	63		
							利息受取 (注2)	1	—	—		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループの算定基準により算定しております。

(注2) 子会社との資金の貸借につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 123円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円57銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 池之上孝幸 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 佳之 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 池之上孝幸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門コンプライアンス部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3号に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月23日

株式会社フルキャストホールディングス監査役会
常勤監査役 佐々木 孝 二 ㊞
監 査 役 岡 芹 健 夫 ㊞
監 査 役 坂 倉 裕 司 ㊞

(注) 監査役佐々木孝二、岡芹健夫及び坂倉裕司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

このことにより、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行うものであります。

なお、現行定款第30条(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役の員数は10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役に除く。</u>）の員数は、10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選 任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>(選 任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役にを区別して、</u>株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ② <u>増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役に除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役) 第21条 当社は取締役会の決議によって取締役の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって<u>取締役相談役</u>を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役) 第21条 当社は取締役会の決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役に除く。</u>）の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役に除く。）の中より</u>相談役を定めることができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中より会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定め<u>た金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第41条～第46条（条文省略）</p>	<p>第37条～第42条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>第8章 附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成28年3月開催の第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役全員4名は、定款第20条第1項及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	ひらの たけひと 平野 岳史 (昭和36年8月25日生)	昭和59年4月 株式会社ハーベストフューチャーズ入社 平成元年7月 株式会社神奈川進学研究会(現株式会社夢テクノロジー)設立 代表取締役社長 平成2年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長 平成18年7月 株式会社フルキャストマーケティング(現株式会社エフブレイン) 代表取締役社長(現任) 平成19年9月 当社取締役 平成20年12月 株式会社フルキャストテクノロジー(現株式会社夢テクノロジー) 取締役 平成21年12月 当社取締役相談役 平成27年3月 当社取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エフブレイン代表取締役社長	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平野岳史氏は、同氏が有する創業者及び経営者としての豊富な経験と、人材業界を始めとする幅広い知見を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 平野岳史氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 平野岳史氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 平野岳史氏の選任が承認された場合においても、同氏との間で変更後の定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約の締結は行いません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	さか まき かず き 坂 卷 一 樹 (昭和45年9月30日生)	平成元年4月 株式会社エーアイ通商入社 平成7年2月 株式会社フルキャスト(現 株式会社フルキャストホールディングス)入社 平成17年10月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)代表取締役 平成19年10月 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長 平成20年10月 同社執行役員東海・関西営業部長 平成21年6月 同社代表取締役 平成23年12月 当社取締役 平成25年1月 株式会社フルキャスト代表取締役社長(現任) 平成26年1月 当社代表取締役社長CEO(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社フルキャスト代表取締役社長	88,106株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂卷一樹氏は、業務執行取締役として、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、目標設定及び施策の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。これらのことから、同氏が引き続き代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 坂卷一樹氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂卷一樹氏の所有する当社株式の数には、フルキャストホールディングス役員持株会における持分を含めた実質持ち株数を記載しております。
3. 坂卷一樹氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">いしかわ たかひろ 石川 敬啓 (昭和42年7月22日生)</p>	<p>平成2年9月 株式会社リゾートワールド（現株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役</p> <p>平成12年9月 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役</p> <p>平成18年4月 株式会社フルキャストセントラル代表取締役</p> <p>平成24年1月 株式会社スタートライン取締役（現任）</p> <p>平成24年5月 株式会社ビート代表取締役（現任）</p> <p>平成26年12月 株式会社ビートテック代表取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ビート代表取締役 株式会社ビートテック代表取締役</p>	150,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石川敬啓氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を有しており、会社法で規定する社外取締役には該当しないものの、当社にとって有用な助言をいただけるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 石川敬啓氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石川敬啓氏の選任が承認された場合においても、同氏との間で変更後の定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約の締結は行いません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<p>新任 社外 独立</p> <p>さ さ き こうじ 佐々木 孝二</p> <p>(昭和20年8月2日生)</p>	<p>昭和41年4月 東京国税局 入局 総務部総務課勤務 以降各税務署にて勤務</p> <p>昭和59年12月 税理士試験合格</p> <p>平成7年6月 中野税務署特別国税調査官で退官</p> <p>平成7年9月 佐々木税務会計事務所開設</p> <p>平成11年12月 当社社外監査役(現任)</p> <p>平成16年12月 株式会社フルキャストテクノロジー(現 株式会社夢テクノロジー)社外監査役</p> <p>平成20年9月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)監査役</p>	9,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐々木孝二氏は、税理士としての財務及び会計に等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 佐々木孝二氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木孝二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(59頁)を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は独立役員となる予定であります。
3. 佐々木孝二氏の選任が承認された場合には、同氏は常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長となる予定であります。
4. 佐々木孝二氏とは、現行定款第40条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、変更後の定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 佐々木孝二氏は、過去、当社の子会社である株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)の監査役に就任しておりました。
6. 佐々木孝二氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年3ヶ月となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>うえすぎ まさたか</small> 上杉 昌隆 (昭和40年7月31日生)	平成7年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成11年4月 上杉法律事務所開設 平成15年6月 アムレック法律会計事務所共同 経営者 平成15年6月 デジタルアーツ株式会社監査役 (現任) 平成16年6月 ネクステック株式会社監査役 平成24年12月 株式会社エフブレイン社外監査 役 平成25年12月 株式会社セレス監査役(現任) 平成26年12月 株式会社Aiming監査役(現任) 平成27年3月 桜田通り総合法律事務所開設 (共同経営者・現任)	一株
取締役候補者とした理由 上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 上杉昌隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 上杉昌隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(59頁)を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は独立役員となる予定であります。
3. 上杉昌隆氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、変更後の定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <small>とたに ひでゆき</small> 戸谷 英之 (昭和54年1月5日生)	平成15年10月 新日本監査法人入所 平成19年6月 公認会計士登録 平成19年7月 清和監査法人パートナー就任 (現任) 平成25年6月 株式会社エフプレイン社外監査 役 (現任) 平成26年7月 株式会社いちごホールディング ス社外監査役 (現任)	一株
取締役候補者とした理由 戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 戸谷英之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 戸谷英之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(59頁)を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は独立役員となる予定であります。
3. 戸谷英之の選任が承認された場合には、同氏との間で、変更後の定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役及び社外監査役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社または当社子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 最近1年間において、上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等以内の親族
 - ① 上記(1)から(6)に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②または当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことが出来ない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めること、並びに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」の効力が生じると、取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

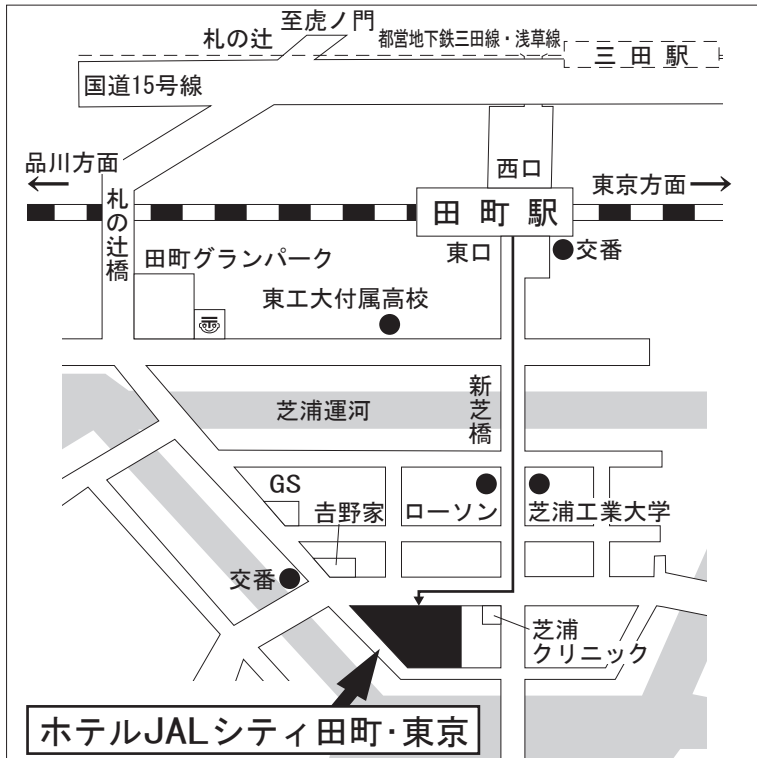
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦三丁目16番18号

ホテルJALシティ田町 B1階 鳳凰

※昨年と開催場所を変更しております。



交通のご案内

JR山手線・京浜東北線「田町駅」より 徒歩8分

都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」出口A4より 徒歩12分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。